

議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

建築指導課 開発指導係

議案名

議案第16号 桐生市宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例案

趣旨・目的

桐生市手数料条例に規定する手数料のうち、建築指導課が事務を所管する手数料部分を分割し、事務を規定する法律ごとに新規の手数料条例とするとともに、宅地造成等規制法の一部改正に伴う改正内容を規定に反映させるものです。

概要

1 建築指導課が事務を所管する手数料部分の分割について

議案第10号と同様、桐生市手数料条例別表第3「建築等に関する手数料」及び別表第2「開発許可等に関する手数料」について、桐生市手数料条例から分割し、新規の手数料条例とするものです。

2 宅地造成等規制法の一部改正に伴う手数料規定の反映について

宅地造成等規制法(旧法)が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法(新法)が運用開始されることに伴い、事務内容が変更になります。本市では、都市計画法のみなし許可に該当する工事について、中間検査等の事務を行うことから、その事務手数料を定めるものです。

(施行期日：令和7年5月26日)

背景・経過

・手数料を定める規定の分割について

桐生市で徴収する手数料については、一部を除き原則として「桐生市手数料条例」において一括で規定しておりますが、近年、頻繁な法改正等により複雑な表現になっていることから、わかりやすい形式とするため、現行の手数料条例から分割し、新規に手数料条例(建築等に関する手数料条例4本、開発許可等に関する手数料条例3本)を制定するものです。

・宅地造成等規制法の一部改正に伴う手数料規定の反映について

令和3年7月、静岡県熱海市で盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したこと等を踏まえ、宅地造成等規制法が改正され、法律名が「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下「盛土規制法」という。)に改められるとともに、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等に対する包括的な規制が行われることとなりました。

盛土規制法に基づき群馬県が規制区域を指定し、桐生市では市内全域が工

事規制区域として指定されることとなり、令和 7 年 5 月 26 日から運用が開始されます。法改正により、事務内容が変更になることから、必要な手数料を定めるため、本条例に規定するものです。

宅地造成等規制法の改正により影響を受ける条例案一覧

令和３年に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を受けて、盛土等による災害から国民の生命・身体を守り、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正した「宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)」が、令和５年５月２６日に施行されました。群馬県において規制区域の指定が行われ、令和７年５月２６日から適用されます。

この法改正を受けて、桐生市においては、以下の３本の条例の改正が必要となります。

宅地造成等規制法の改正内容	影響を受ける桐生市の条例	影響の内容
都市計画法の許可を受けた工事について、「許可不要」から「みなし許可」に変更になり、中間検査等の新たな事務が規定されました。	【議案第 16 号】 桐生市宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例	都市計画法のみなし許可に該当する工事について、盛土規制法の <u>中間検査等の事務</u> を行うことから、その <u>事務手数料等を定める</u> ため、新規条例の規定に反映させるものです。
盛土規制法に「宅地造成工事規制区域」についての規定がなくなり、名称や目的が異なる新たな規制区域が規定されました。	【議案第 17 号】 桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	「宅地造成工事規制区域」が法令に規定されなくなることから、「同区域を引用する規定ぶり」から、「 <u>市長が指定する地区</u> 」に <u>変更</u> するものです。 (規制区域、規制内容に変更はありません。)
盛土規制法の規制区域が指定されたことで本条例と重複する規制が生じました。	【議案第 23 号】 桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	群馬県が盛土規制法の規制区域の指定を行い、令和７年５月２６日から適用されることに伴い、 <u>本条例と重複する規制を整理する</u> 必要が生じたため、全部改正を行うものです。